

京支援発第76号
平成20年7月31日

関係団体 各位

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構
会長 永 和 良 之 助
< 公 印 略 >

福祉サービス等第三者評価事業「評価機関」の募集のお知らせと
平成20年度福祉サービス等評価調査者養成研修のご案内について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本支援機構事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本支援機構ではこの度、福祉サービス等第三者評価事業における「評価機関」の募集を下記の通り行います。

つきましては「評価機関」の申請を希望されます場合は、別紙「福祉サービス等第三者評価機関認定要綱」の内容等ご参照いただき、「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に提出いただきますようお願いいたします。

なお、評価機関認定の要件となります、福祉サービス等評価調査者養成研修のご案内も同封しております。内容等ご確認の上、支援機構宛にお申込ください。

記

(1) 福祉サービス等第三者評価事業における「評価機関」の募集について

募集一次締切 平成20年8月15日(金)(申請は年間を通じて受付けています)

応募資格 ・法人格を有すること

・第三者評価を的確に行なうに足りる知識及び技能並びに人員を有すること等

その他、応募に際しての要件がありますので、別紙「福祉サービス等第三者評価機関認定要綱」の内容をご参照ください。

「評価機関認定申請書」にもとづき、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の「認定・公表委員会」において審査し、京都府が認定を行ないます。

認定申請書等必要書類は、支援機構のホームページの「評価機関のみなさまへ」からダウンロード頂けます。(URL: <http://www.kyoto-hyoka.jp/welfare/hyouka.htm>)

応募方法 「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に提出願います。

(2) 平成 20 年度 福祉サービス等評価調査者養成研修について

日程・会場 別紙「開催要綱」をご参照ください。

申込方法 「福祉サービス等評価調査者養成研修受講申請書」により必要書類を添付の上、平成 20 年 8 月 8 日 (金)までに郵送にてお申込ください。

申請書の注意事項にご留意いただき、必要書類の準備をお願いいたします。ただし、必要書類が間に合わない場合は、ご一報ください。

「評価機関」の応募資格に「評価機関が設置する評価調査チームに専任する 3 人以上の評価調査者を置くこと。」と定められています。「評価機関」として申請されず場合は、福祉サービス等評価調査者養成研修の受講が必要となりますので、ご注意ください。

福祉サービス等評価調査者養成研修を受講されても、「評価機関」として申請内容の審査の結果、「評価機関」として要件に満たず、認定されない場合もあります。

(3) お問い合わせ・申込先

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 ル・ヒア京都 5 階

京都府社会福祉協議会 総務課内 担当：神戸・廣澤・甚田

tel:075-252-6291 / fax:075-252-6310